

公安委員会 説明資料No. 1	警察行政手続オンライン化システムの概要等について	令和7年7月10日 長官官房
1 警察行政手続オンライン化システムの概要について 警察における行政手続のオンライン化については、一部の手続についてメールによる簡易な方法で申請等の手続ができるよう「警察行政手続サイト」を構築し、令和3年6月から試行的運用を行ってきた。 この度、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、申請等及び処分通知の受取等をオンラインで実施するための警察行政手続オンライン化システム（以下「システム」という。）を構築し、令和7年12月に運用開始することとしているもの。 2 「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について (1) 概要 システムの運用に対応するため、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。 (2) 期間 令和7年7月11日（金）から8月9日（土）まで（30日間） (3) 改正の内容 システムの運用に当たって、添付書面等の省略等、所要の規定の整備を行うもの。 (4) 施行期日 令和7年12月1日から施行する。		

公 安 委 員 会	「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案」について	令和7年7月10日								
説明資料No. 2		長 官 官 房								
1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度 警察官の職務に協力援助した者が、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。 2 改正の内容（第7条の2第2項関係） 労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）の改正による介護補償給付の限度額の改定を受け、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）の規定に基づく介護補償の限度額が改定されることに伴い、次のとおり、介護給付の限度額の改定を行う。 ○ 常時介護を要する場合の実費補填の限度額（月額） <table><tr><td>【現 行】</td><td>【改定後】</td></tr><tr><td>177,950円</td><td>→ 186,050円</td></tr></table> ○ 随時介護を要する場合の実費補填の限度額（月額） <table><tr><td>【現 行】</td><td>【改定後】</td></tr><tr><td>88,980円</td><td>→ 92,980円</td></tr></table> 3 施行期日 令和7年8月1日			【現 行】	【改定後】	177,950円	→ 186,050円	【現 行】	【改定後】	88,980円	→ 92,980円
【現 行】	【改定後】									
177,950円	→ 186,050円									
【現 行】	【改定後】									
88,980円	→ 92,980円									

公 安 委 員 会 説明資料No. 3	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集等について	令和7年7月10日 交 通 局
1 背景 ○ 「骨太方針2025」等において、「外免切替手続について住所確認や知識・技能確認の審査内容を厳格化」が求められている。 ○ 基本的なルールを理解していない外免切替により免許を取得した外国人による交通事故が発生。 ○ 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得。 2 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集 (1) 意見募集期間 令和7年7月11日（金）から同年8月9日（土）まで（30日間） (2) 内容 ○ 住民基本台帳法の適用を受けない外国人について、従来、旅券等の提示で免許証を取得できた手続を改め、運転免許の申請時に、 ・ 外務省が発行する身分証明書又は権限がある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定める書類の提示 ・ 公の機関が発行した住所を確かめるに足る書類の添付を求めることとする。 ○ 外国人については、免許証の更新時に、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記の書類の提示を求める ○ 国外転出中の日本国籍を有する者については、運転免許の申請時等に、戸籍謄本等及び住所を確かめるに足る書類の添付を求めることとする。 ○ その他所要の改正を行う。 (3) 施行期日 令和7年10月1日 3 知識確認及び技能確認の厳格化を図るための措置（通達の発出） (1) 内容 ○ 運転に必要な知識の確認について、イラスト問題10問、審査基準70パーセント以上とする現状を改め、イラストの問題を廃止し、問題数50問とするほか、審査基準を新規免許取得時と同様の90パーセント以上に引き上げる。 ○ 運転に必要な技能の確認について、横断歩道の通過等の課題を追加するとともに、新規免許取得時と同様に、審査基準についても、合図不履行や右左折方法違反等の採点を厳格化する。 (2) 開始期日 令和7年10月1日		

公安委員会 説明資料No. 4	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」 に対する意見の募集について	令和7年7月10日 交 通 局
--------------------	---	--------------------

1 概要

(1) 趣旨

- 現在、マイナンバーカードの更新等により、マイナ免許証保有者が新たなマイナンバーカードの発行を受ける場合、新たなマイナンバーカードには免許情報が記録されていないことから、改めて、運転免許センター等で免許情報の記録を受ける必要がある。
- このため、マイナンバーカード発行工場において免許情報の記録ができるよう改修作業を進めてきたところ、本年9月1日からの運用が可能となった。
- これにより、マイナ免許証保有者は、改めて運転免許センター等において記録を受けることなく、新たに発行を受けたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用できるようになる。
- そのための措置に関する規定を道路交通法施行規則の一部を改正して整備することについて、意見公募手続を行うもの。

(2) 規定の概要

- マイナ免許証保有者に係るマイナンバーカードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会は、その者が有していたマイナ免許証に記録されていた免許情報記録を記録したものとする措置を講ずることができることとする。
- マイナ経歴証明書保有者に係るマイナンバーカードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会は、その者が有していたマイナ経歴証明書に記録されていた運転経歴情報を記録したものとする措置を講ずることができることとする。

2 意見公募の実施期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月9日（土）まで（30日間）

3 施行期日

令和7年9月1日（月）予定

公 安 委 員 会	国 際 刑 事 警 察 機 構 (I C P O)	令 和 7 年 7 月 10 日
説明資料No. 5	執行委員会選挙への立候補について	刑 事 局

このたび、以下の職員を、本年11月にモロッコ王国で開催される国際刑事警察機構（ICPO）総会で実施される見込みのICPO執行委員会の副総裁選挙及び執行委員選挙に立候補させることとした。

国際警察センター所長兼長官官房審議官（国際担当） 警視監 お がさわら かずみ 小笠原 和美

（参考）

1 執行委員会

- (1) 執行委員会は、最高意思決定機関である総会と業務を運営する事務総局との間で、総会の決定の実施の監督、事務総長に対する業務監督、予算・活動計画の総会への提出等を任務とし、通常年4回開催される。
- (2) 執行委員会は、総裁1人、副総裁3人及び執行委員9人で構成される（アジア枠は総裁又は副総裁1人及び執行委員2人）。

2 アジア枠の副総裁選挙及び執行委員選挙

総裁（アラブ首長国連邦）の任期満了に伴う選挙において、総裁がアジア枠以外から選出された場合、副総裁選挙が実施される。また、現執行委員（中国・カタル）が総裁又は副総裁に選出された場合、執行委員選挙が実施される。

副総裁及び執行委員の任期は3年であり、総会最終日（11月27日）に出席した加盟国代表者各1票の投票により選出される。

3 過去の執行委員等の就任状況（役職は就任当時）

総 裁	国際部長	兼元 俊徳	平成8～12年
副 総 裁	組織犯罪対策教養部長	河合 信之	平成24～27年
	国際捜査研修所長	川田 晃	平成2～5年
執行委員	国際課長	中谷 昇	平成30～31年
(他4人)	組織犯罪対策教養部長	河合 信之	平成21～24年
	国際捜査研修所長	兼元 俊徳	平成6～8年、昭和62～63年

公 安 委 員 会 説明資料No. 6	「無差別大量殺人行為を行った団体の 規制に関する法律」に基づく再発防止処分 請求に関する警察庁長官の意見陳述について	令和 7 年 7 月10日 警 備 局
1 経緯 ○ オウム真理教主流派Alephは、令和 5 年 3 月21日から現在まで、合計 5 回にわたり団体規制法第 8 条の再発防止処分に付されており、施設の全部又は一部の使用及び金品等（お布施等）の受贈与が禁止されている。 ○ Alephは、再発防止処分決定以降も、依然として観察処分に基づく要報告事項のうち構成員や資産等の一部不報告を続け、公安調査庁の書面による是正指導にも応じていない。 ○ 公安調査庁は、現在の再発防止処分の期限である令和 7 年 9 月20日以降も引き続き同処分に付する必要があると認め、改めて、公安審査委員会に再発防止処分を請求する方針を決定。 ○ 同法第12条第 2 項において「公安調査庁長官は、再発防止処分を請求しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官の意見を聴くものとする」と規定されていることを踏まえ、令和 7 年 6 月27日付けで、公安調査庁長官から意見照会がなされたもの。 2 再発防止処分の内容（令和 7 年 9 月21日から 6 か月間） ○ 地域を特定した土地又は建物の新規取得等の禁止（新規追加） ○ 施設の全部又は一部の使用禁止 全部使用禁止～ 4 施設、一部使用禁止～12施設 ○ 金品等の受贈与の禁止 3 警察庁長官の意見 当該団体に関し、再発防止処分を請求することについて意見はない。 4 今後の予定 7 月下旬、公安調査庁長官が公安審査委員会に再発防止処分を請求予定		